

農業近代化資金

農業近代化資金は、農業者の方が必要な資金を円滑に調達できるようにするための県の制度融資です。県や市町村が利子補給するため、金融機関を通じて、低い利率で融資を受けることができます。

農業近代化資金（法人の場合）	
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・主業農業者 次に掲げる要件を全て満たす農業を営む法人 <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半又は農業粗収益が 1,000 万円以上 2. 常時従事者（農地法第 2 条に規定する常時従事者をいう）である構成員がいること。 ・農業参入法人 5 年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人であって、経営開始後決算を 2 期終えていない法人
資金の使途 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設（栽培温室、貯蔵施設、出荷施設、販売施設等） ・農業用機械（トラクター、コンバイン、収穫用機械、防除用機械等） ・果樹苗・家畜等の購入費用、小規模土地改良に要する費用 等
借入限度額	2 億円以内（農業参入法人は 1 億 5 千万円以内） (融資率は対象事業費の原則 80% 以内。ただし、認定農業者が借りる場合は 100% 以内)
貸付利率	<p>0.30%（令和 6 年 9 月 19 日現在） この貸付利率は、基準金利 2.55% に対して、県が 1.25%、市町村が 1.00% の利子補給を行った場合です。 市町村が行う利子補給については、実施状況や上限補給率等の条件が市町村によって異なりますので、詳細については市町村の農業資金担当課にお問い合わせください。</p>
償還期限 ・ 据置期間	<p>償還期限 15 年以内（うち据置期間 3 年以内） ※貸付対象者、資金使途別によって違いあり</p>
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各農業協同組合 ・埼玉りそな銀行 ・武藏野銀行 ・埼玉県信用金庫 ・川口信用金庫 ・埼玉信用組合（一部店舗では取扱いかできない場合があります）

日本政策金融公庫が取扱う資金

認定新規就農者を対象とした青年等就農支援資金、認定農業者以外を対象とした経営体育成強化資金及び認定農業者を対象としたスーパーL資金があります。

	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） (法人の場合)	経営体育成強化資金 (法人の場合)
貸付対象者	認定農業者 ^(※1)	<ul style="list-style-type: none">・認定新規就農者・主業農業者・農業参入法人（次の要件をすべて満たす農業を営む法人）<ol style="list-style-type: none">1. 農業経営開始後、決算期を2期終えていないこと2. 5年以内に農業経営改善計画^(※2)の認定を受ける計画を有していること3. 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議^(※3)の認定を受けていること
資金の使途 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none">・農業用施設（栽培温室、貯蔵施設、出荷施設、販売施設等）・農業用機械（トラクター、コンバイン、収穫用機械、防除用機械等）・果樹苗・家畜等の購入費用、農地の取得・改良・造成に要する費用 等	<ul style="list-style-type: none">・農業用施設（栽培温室、貯蔵施設、出荷施設、販売施設等）・農業用機械（トラクター、コンバイン、収穫用機械、防除用機械等）・果樹苗・家畜等の購入費用、農地の取得・改良・造成に要する費用 等
借入限度額	10億円以内（特認20億円以内） (融資率は対象事業費の100%以内)	5億円以内 (農業参入法人は1億5千万円以内) (融資率は対象事業費の80%以内)
貸付利率	一般：0.65%～1.30% ※償還期間により異なる (令和6年9月19日現在)	1.30% (令和6年9月19日現在)
償還期限 ・ 据置期間	償還期限 25年以内 (うち据置期間10年以内)	償還期限 25年以内 (うち据置期間3年以内)
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none">・日本政策金融公庫さいたま支店・県内の各農業協同組合・日本政策金融公庫の受託金融機関	<ul style="list-style-type: none">・日本政策金融公庫さいたま支店

※1 認定農業者とは、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者です。

ただし、資金の借入に際しては、別途、特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

※2 農業経営改善計画とは、農業者自らが概ね5年後を目標として作成する経営改善のための取り組みに向けての計画であり、農業経営基盤強化促進法に定められています。

※3 特別融資制度推進会議とは、認定農業者が農業経営改善計画に基づき農業経営基盤強化資金等の制度資金を借入れようとする際に作成する経営改善資金計画に対し、収支計画の達成可能性や市町村の農業施策との整合性等について審査を行う、市町村を始めとする関係機関から構成される合議体のことです。